

# 社会福祉法人愛生館 行動計画

社会福祉法人愛生館は、次世代育成支援対策推進法および、女性活躍推進法の趣旨に基づき、全従業員の仕事と生活の両立を図るための雇用環境の整備や、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について、下記のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日

2. 当方法人の課題

- 子育てと仕事を両立しながら就業継続できる制度について、従業員の認知度を深め、積極的な活用につなげることで、雇用環境の整備を図る。
- 女性従業員も活躍できる職場風土を醸成する。

3. 内容

目標1：男性従業員の育児休業の利用促進を図り、育児休業等取得率7%以上を維持します。

<対策>

- 2022年4月～ 育児休業（・産後パパ育休）に関する相談窓口を統括本部人事部に設置する。
- 2022年4月～ 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出があった際に育児休業制度等を周知するリーフレットを配布する。
- 2022年9月～ 育児・介護休業法の改正ポイントを周知するため、管理職 及び 希望者を対象としたウェブセミナーを実施する。
- 2023年5月～ 男性従業員の育児休業等取得状況を調査する。

目標2：年次有給休暇取得率70%以上を維持します。

<対策>

- 2022年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 2022年7月～ 3か月毎に有給休暇取得状況を確認し、各部署長に報告する。
- 2023年3月～ 連続休暇・季節休暇・アニバーサリー休暇等、休暇取得促進にかかる制度を従業員に周知する。

目標3：管理職（役割等級L6以上）に占める女性労働者の割合50%以上を維持します。

<対策>

- 2022年10月～ 全管理職 及び 管理職を目指す従業員を対象とした階層別研修を実施する。